

「介護時間足りない」

父島の男性 不服審査申し立て



大久保健一さん

障害者自立支援法に基づき介護サービスの利用を拒まれたとして、小笠原村父島在住の大久保健一さん(三〇)が二十三日、

村を相手取った行政不服審査を都に申し立てた。大久保さんは、脳性まひなどで等級一級の身体障害者。五月末に宮城県名取市から「長年のあこ

がれ」の地である小笠原村に移住した。村には障害者自立支援法に基づく重度訪問介護の利用を申請したが、村は「島内には法の指定を受けた事業者がいらない」ことを理由に申請を拒み、生活保護を求める。

その後、村は申請受理し、八月末、月百七十八時間の介護を行うことを決めた。しかし、大久保さんは、要求している月三百二十時間の介護とは大きな開きがあり、村の対応は「違法」と主張している。

申立書で大久保さん側